

大野町商工会会員事業所の皆様へ

商工会に融資のご相談窓口を設置しています

- ・新型コロナウイルスの影響で売上がさらに減少して困っている
- ・融資を受けたいが、制度がわからない
- ・どこへ相談にいったいいかわからない

大野町商工会では資金繰りを支援する融資制度を斡旋・紹介しています。新型コロナウイルス感染症によって、さらに影響を受けている事業者については下記の特別貸付が対象となります。

また、この制度は当面年末まで継続されます。

【コロナマル経融資】（小規模事業者経営改善資金の拡充：無利子無担保融資）

- ・当初3年間 利率0.31%（当初3年間は基準利率1.21%から0.9%引下げ）（6月8日現在）
さらに直近の売上が、前3年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たせば、国が利子補給制度を行うので、実質的に3年間無利子で融資を受けられます

- ・小規模の個人事業主：▲5% ・小規模の法人：▲15% ・その他：▲20%
- ・融資限度額は1,000万円
- ・貸付期間：設備10年（据置4年以内） 運転7年以内（据置3年以内）

ご相談：大野町商工会まで

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】（国民生活事業：無利子無担保融資）

- ・当初3年間 利率0.36%（当初3年間は基準利率1.26%から0.9%引下げ）（6月8日現在）
さらに以下の要件を満たせば、国が利子補給制度を行うので、実質的に3年間無利子（無利子限度額：6,000万円）で融資を受けられます。

- ・小規模の個人事業主：▲5% ・小規模の法人：▲15% ・その他：▲20%
- 融資限度額は8,000万円（6,000万円を超える部分の金利は基準金利の1.26%）
- 貸付期間：設備20年 運転15年以内（据置は最大5年以内）

ご相談：日本政策金融公庫 岐阜支店まで

※中小事業は別途ご相談ください

※新型コロナウイルス感染症対策のマル経制度の詳細については、商工会までお問合せください。